

大阪高等裁判所平成29年(行ケ)第2号 選挙無効請求事件 (平成30年1月31日判決言渡)

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

判 決 要 旨

第1 事案の概要

- 1 公職選挙法に係る平成28年及び平成29年改正法は、各都道府県への議席配分につき、平成32年以降は国政調査の結果に基づきアダムズ方式により行うことを本則としながらも、平成32年までの暫定措置として、議員1人当たりの人口の最も少ない都道府県から順に6県の議員定数を各1削減することなど、19都道府県97選挙区において衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定(本件区割規定)を行った。
- 2 平成29年10月22日施行の衆議院議員総選挙(本件選挙)は、本件区割規定に基づいて行われたが、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、最少の鳥取県第1区と最多の東京都第13区との比率1対1.979であり、較差が2倍以上になる選挙区は存在しなかった。
- 3 本件は、本件選挙について、近畿2府4県の各選挙区の選挙人である原告らが、本件区割規定を定めた公職選挙法の規定が憲法に違反し無効であり、これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であるなどと主張して提起した公職選挙法204条所定の選挙無効訴訟である。
- 4 本件の争点は、本件区割規定の憲法適合性である。

第2 当裁判所の判断

- 1 憲法は、衆議院議員選挙の定数配分及び選挙区割り決定に際し、投票価値

の平等を最も重要かつ基本的な基準としながらも、これを絶対の基準とすべきとは要求しておらず、国会が立法により具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの様々な要素を考慮することも立法裁量として許されると解される。投票価値に一定の不平等をもたらす本件区割規定の憲法適合性は、これらの諸要素を総合的に考慮した上で、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会の上記裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めて憲法に違反することになると解すべきである。

2 本件区割規定は、平成26年衆議院議員総選挙に関する最高裁平成27年11月25日大法院判決が、投票価値の不平等が違憲状態に達している旨指摘したことを踏まえ、国会において、投票価値の較差是正の実現に向けた取組として行ったものであり、その結果、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差が2倍以上になる選挙区は存在しなかったから、これまでの最高裁判決において投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものと評価されてきた平成24年改正前の衆議院議員選挙区画定審議会設置法3条1項の趣旨に一応沿ったものといえる。

そうすると、本件区割規定は、投票価値の平等に反する状態の是正を最優先課題としながら、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの国会において考慮することができる諸要素を考慮しつつ、両者の調和を図ったものであり、その内容も一般に合理性を有するものと考えられるから、国会に与えられた裁量権の範囲内で定められたものと評価することができ、憲法に違反しないというべきである。

3 原告らは、本件区割規定は、憲法56条2項、同法1条及び同法前文第1

文が定める「人口比例選挙によって保障される1人1票の投票価値の平等」に反し、同法98条1項により違憲である旨主張する。しかし、原告らが指摘する憲法の各条文から、憲法が、定数配分及び選挙区割りを決定するに当たり、人口比例のみを絶対的な基準とし、非人口的要素を考慮しない厳格な投票価値の平等（人口比例選挙の保障）を要求しているとの解釈を導き出すのは困難であるから、原告らの主張は採用できない。